令和５年度　第２回

玉野市国民健康保険運営協議会資料

（令和５年１１月）

玉野市

市民生活部保険年金課

○報告事項　産前産後期間における国民健康保険料免除制度の導入

１：制度の趣旨

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険法及び関係する政省令が改正され、出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置について規定されたものである（施行期日は令和６年１月１日）。これに伴い、市条例についても所要の改正を行う。

なお、保険料賦課減額分については、公費（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）により補填される仕組みが整備された。

２：制度の内容　※資料１参照

・　世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

・　上記の規定により減額する額は、出産被保険者の出産の予定日（被保険者が出産後に保険料減額の届出を行った場合及び届出を行っていない場合に市が当該事項を確認出来る場合は、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とする。

３：減額による影響　※資料２参照

対象は過去５カ年平均で２７．６件。

出産被保険者の所得を１００万円とした場合の免除額は、

（４０歳未満）所得割１８，０５０円＋均等割額　９，０３３円＝２７，０８３円。

（４０歳以上）所得割２２，０４０円＋均等割額１１，４００円＝３３，４４０円。

保険料の構成

国民健康保険料は、次の３つの要素で構成されており、それを合算したものとなる。

・世帯の所得に対する所得割

・被保険者１人ずつに対する均等割

・世帯に対する世帯別平等割

国民健康保険は加入者全てが受益者となることから、均等割の仕組みが取り入れられている。

産前産後保険料免除措置の対象期間について

免除期間は、稼得活動に従事できない期間と考え、出産の予定日(出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月（免除対象月）の4ヶ月間とする。（多胎の場合、出産の予定日（出産日）が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間とする。）

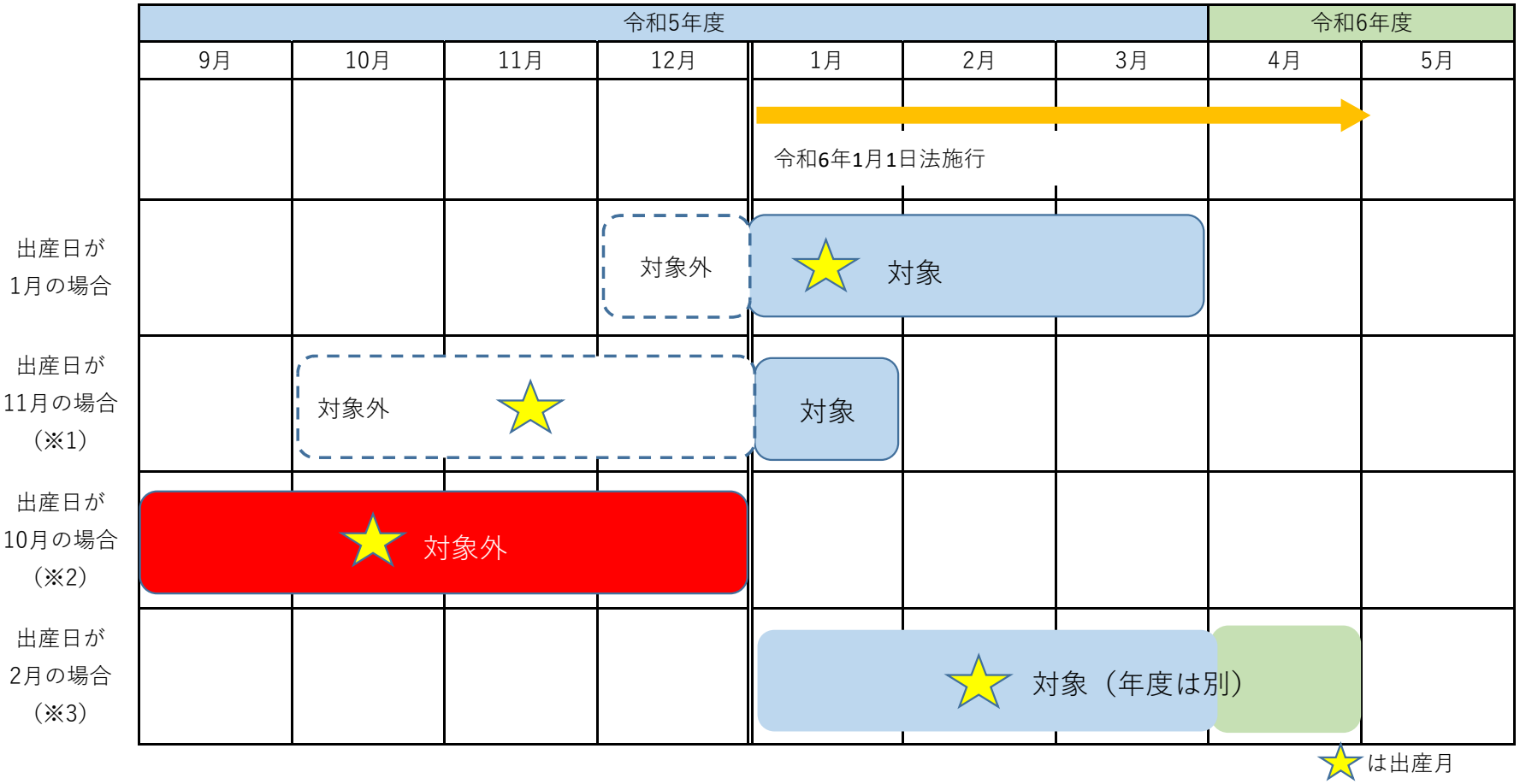

※１：11月に出産の場合、免除期間内に法施行日を迎えるため、対象となる。(経過措置あり※4)

※２：10月に出産の場合、免除期間内に法施行日を迎えないため、対象外となる。

※3：2月に出産の場合、年度をまたぐため、それぞれ免除対象月の属する年度が対象となる。

※4：経過措置により、免除となる保険料については、令和6年1月以降が適用となり、令和5年12月以前分については対象外となる。

産前産後保険料免除措置の概要について

１　免除の考え方

・免除措置対象者は、出産被保険者のみとなる。（その他の世帯員は含まない。）

・保険料免除措置対象範囲は、医療分、後期支援分、介護分（40歳以上）の所得割と均等割となる。（平等割は含まない。）

・免除期間は、稼得活動に従事できない期間と考え、出産の予定日(出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月（免除対象月）の4ヶ月間とする。（多胎の場合、出産の予定日（出産日）が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間とする。）

２　対象者推計（出産一時金支給件数）

Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	平均
36	29	29	14	30	27.6

３　保険料の免除額等

①所得割免除額の考え方（出産被保険者の所得を100万円とした場合）

※賦課の元となる所得＝100万円ー基礎控除額（43万円）

医療分	賦課の元となる所得	×	料率	＝	所得割額（A）
	570,000円	×	6.9%	＝	39,330円
	（A）	÷12×4＝		**免除額**	
	39,330円	÷12×4＝		**13,110円**	
後期支援分	賦課の元となる所得	×	料率	＝	所得割額（B）
	570,000円	×	2.6%	＝	14,820円
	（B）	÷12×4＝		**免除額**	
	14,820円	÷12×4＝		**4,940円**	
介護分（40歳以上）	賦課の元となる所得	×	料率	＝	所得割額（C）
	570,000円	×	2.1%	＝	11,970円
	（C）	÷12×4＝		**免除額**	
	11,970円	÷12×4＝		**3,990円**	
合計				**22,040円**	

②均等割免除額の考え方

		賦課額		免除額
均等割額	医療分	19,800円	÷12×4＝	6,600円
	支援分	7,300円	÷12×4＝	2,433円
	介護分(40歳以上)	7,100円	÷12×4＝	2,367円
	合計	34,200円		**11,400円**

※世帯所得に応じて、７・５・２割の法定軽減が適用される場合があるが、
その場合は、軽減適用後の額を免除することとなる。